

# 電子契約サービス利用に係るQ&A(事業者向け)

2024/10/1現在

| NO.                               | 質問                                                                                | 回答                                                                               |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅰ 経費等について                         |                                                                                   |                                                                                  |
| 1                                 | 事業者側も電子契約サービスに加入する必要や費用が発生しますか。                                                   | 本県との契約を電子契約で締結する場合、事業者が電子契約サービスに加入する必要はありません。また費用の御負担もありません。                     |
| Ⅱ 電子契約同意書兼メールアドレス確認書、メールアドレス等について |                                                                                   |                                                                                  |
| 1                                 | 自社の施設ごとで担当者が異なりますが、メールアドレスの登録は、各施設で行うことになりますか。                                    | 契約の都度に、御社の該当する施設から電子契約同意書兼メールアドレス確認書の御提出をお願いします。                                 |
| 2                                 | 電子契約同意書兼メールアドレス確認書は定期的に提出しますか。もしくは、担当者や代表者がかわる際に都度再提出でしょうか。                       | 電子契約同意書兼メールアドレス確認書は、契約の都度、御提出をお願いします。                                            |
| 3                                 | 複数の法人の共同体で事業を行っているのですが、電子署名はそれぞれの法人の代表がする形になるのでしょうか。それとも共同体の代表が電子署名を行う形になるのでしょうか。 | 共同体の協定で契約権限が代表に委任されてる場合は、共同体の代表が電子署名を行ってください。委任されていない場合は、それぞれの法人の代表全員の電子署名が必要です。 |
| 4                                 | 契約ごとに登録することになっているので、契約ごとに担当者のメールアドレスを変更しても良いですか。                                  | 問題ございません。                                                                        |
| 5                                 | 担当者用メールアドレスの登録は、複数登録可能でしょうか。1名のみになるのでしょうか。                                        | 担当者用メールアドレスの登録は1名のみでお願いいたします。                                                    |
| 6                                 | 担当者と署名権限者が同じ場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書には、それぞれ記載するのですか。                                | 担当者と署名権限者が同じ場合は、担当者の記載を省略することができます。                                              |
| Ⅲ 電子契約書、電子契約サービスについて              |                                                                                   |                                                                                  |
| 1                                 | 署名後の契約書と署名前の契約書はダウンロードしたもので見た目で違いはありますか。                                          | 署名前と署名後で本文等に違いはありませんが、契約書1P目の左下に契約締結証明書に付与されたIDが表示されます。                          |
| 2                                 | 公共土木施設等の保守点検業務は、対象外の契約になりますか。                                                     | 契約の際に担当課に御確認いただきますようお願いいたします。                                                    |
| 3                                 | 産業廃棄物処理委託契約書も電子契約の対象でしょうか。                                                        | 産業廃棄物処理委託契約書においても通常の契約を電子契約に変えることは可能です。                                          |
| 4                                 | 会社で契約している電子契約サービスを利用して電子契約を行うことは可能ですか。                                            | 本県との契約は、本県が契約している電子契約サービス(GMOサイン)以外はご利用いただけません。ご了承くださいるようお願いいたします。               |

# 電子契約サービス利用に係るQ&A(事業者向け)

2024/10/1現在

| NO.    | 質問                                 | 回答                             |
|--------|------------------------------------|--------------------------------|
| IV その他 |                                    |                                |
| 1      | 契約保証の取扱いはどうなるのでしょうか。               | 従来の処理方法の通りとなります。               |
| 2      | 入札参加資格審査申請書の方法は、契約印登録が不要となるのでしょうか。 | 入札参加資格審査申請書については従来の手順の通りとなります。 |
| 3      | 電気工事業の登録申請、変更届も電子契約でもOKとなるのでしょうか。  | 電子契約の対象外になります。                 |